

古平町地域防災計画 (原子力防災計画編) 避難計画

令和3年3月

1. はじめに	P. 3
2. 泊地域の概要	P. 5
3. 緊急事態における対応体制	P. 8
4. 施設敷地緊急事態における対応	P.17
5. 全面緊急事態における対応	P.20
6. 住民等の一時移転における対応	P.28
7. 放射線防護資機材、物資、燃料の備蓄・供給体制	P.40
8. 原子力災害医療の活動体制	P.43
9. 参考資料	P.45

1. はじめに

計画の位置づけ

- ・この計画は、古平町地域防災計画（原子力防災計画編）第2章第3節に定める「避難計画」であって、住民等の防護対策を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。
- ・なお、この計画は原子力規制委員会の「原子力災害対策指針」や、道の「北海道地域防災計画（原子力防災計画編）」等の見直しが行われた場合には、必要に応じて、地域防災計画（原子力防災計画編）とともに見直しを行うものとする。

計画の性格

- ・原子力災害は、放射線による被ばくが通常五感には感じられないことや被ばくの程度が自ら判断できないこと、災害に対処するためには放射線等に関する知識を必要とすることなどの特殊性を有していることから、原子力災害発生時における住民等の適切な行動の確保と混乱の防止を図るため、住民等への防護措置等に関して、必要な事項を定めるものとする。

2. 泊地域の概要

- 泊発電所は、北海道電力(株)が北海道古宇郡泊村に設置している原子力発電所である。
- 泊発電所は、平成元年6月に1号機の営業運転を開始。平成3年に2号機、平成21年に3号機の営業運転を開始している。

北海道電力(株)泊発電所について

(1)所在地 北海道古宇郡泊村

(2)概要

1号機:57.9万kW・PWR
2号機:57.9万kW・PWR
3号機:91.2万kW・PWR

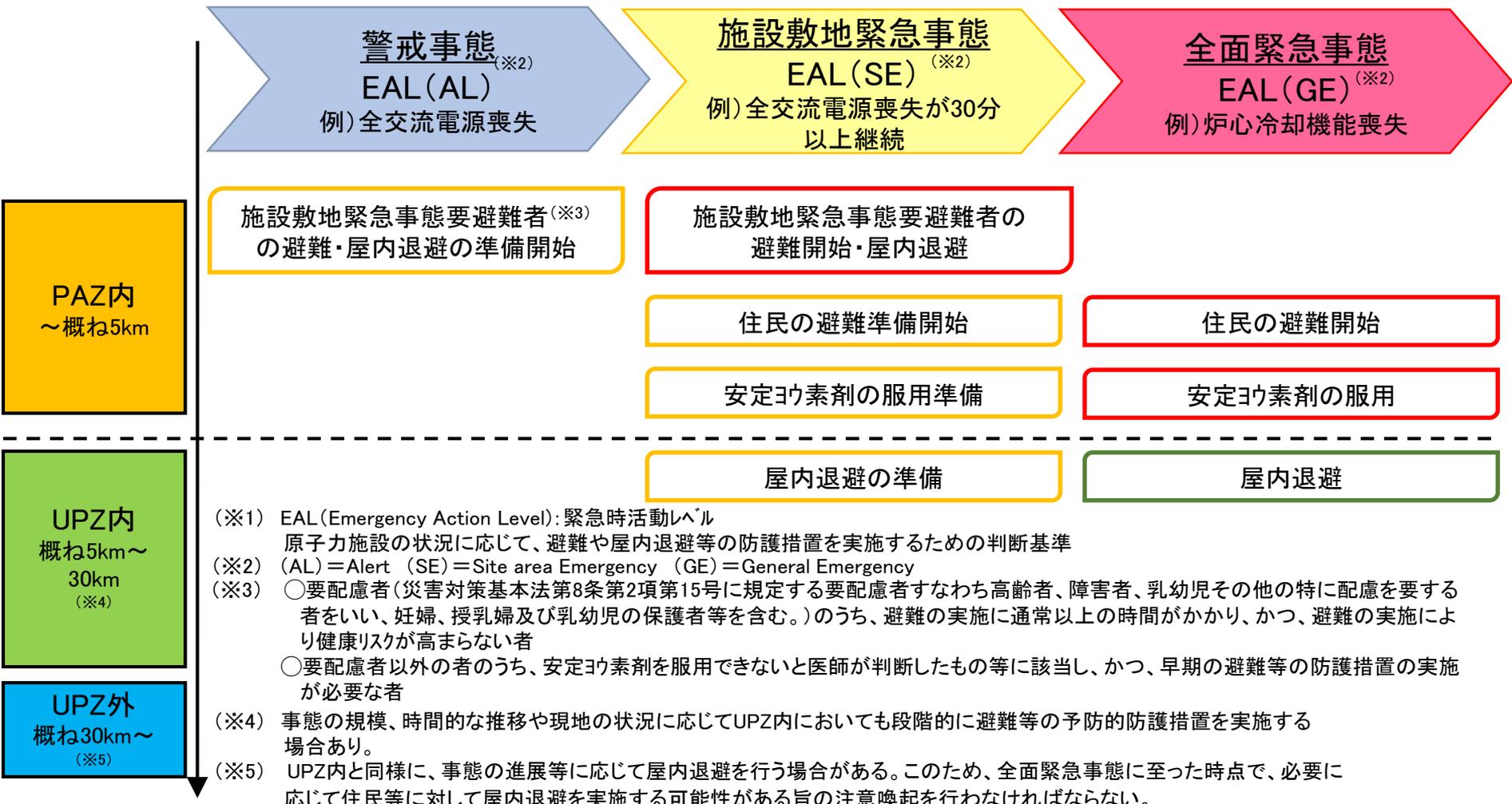
(3)着工／運転開始／経過年数(令和2年12月現在)

1号機:昭和59年 8月／平成元年 6月／ 31年
2号機:昭和59年 8月／平成 3年 4月／ 29年
3号機:平成15年11月／平成21年12月／ 10年



3. 緊急事態における対応体制

- 緊急事態の初期対応段階においては、放射性物質の放出前から、必要に応じた防護措置を講じることとしている。
- 具体的には、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を3段階に区分。



(※1) EAL(Emergency Action Level): 緊急時活動レベル
原子力施設の状況に応じて、避難や屋内退避等の防護措置を実施するための判断基準

(※2) (AL)=Alert (SE)=Site area Emergency (GE)=General Emergency

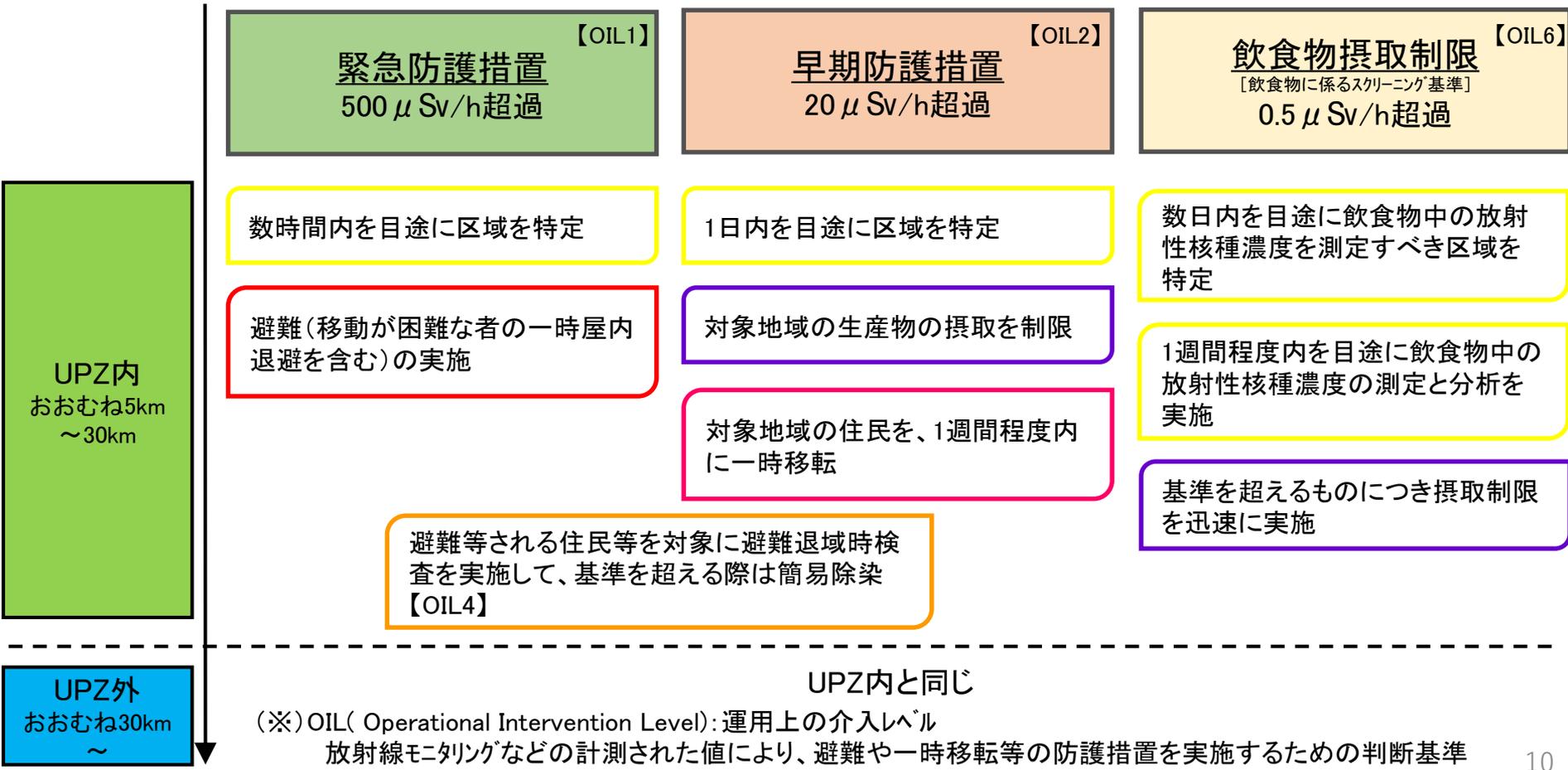
(※3) ○要配慮者(災害対策基本法第8条第2項第15号に規定する要配慮者すなわち高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいい、妊婦、授乳婦及び乳幼児の保護者等を含む。)のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない者
○要配慮者以外の者のうち、安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断したもの等に該当し、かつ、早期の避難等の防護措置の実施が必要な者

(※4) 事態の規模、時間的な推移や現地の状況に応じてUPZ内においても段階的に避難等の予防的防護措置を実施する場合あり。

(※5) UPZ内と同様に、事態の進展等に応じて屋内退避を行う場合がある。このため、全面緊急事態に至った時点で、必要に応じて住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行わなければならない。

3. 緊急事態における対応体制

- 放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計測された地域においては、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日以内に住民等について避難等の緊急防護措置を講じる。
- また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間程度内に一時移転等の早期防護措置を講じる。

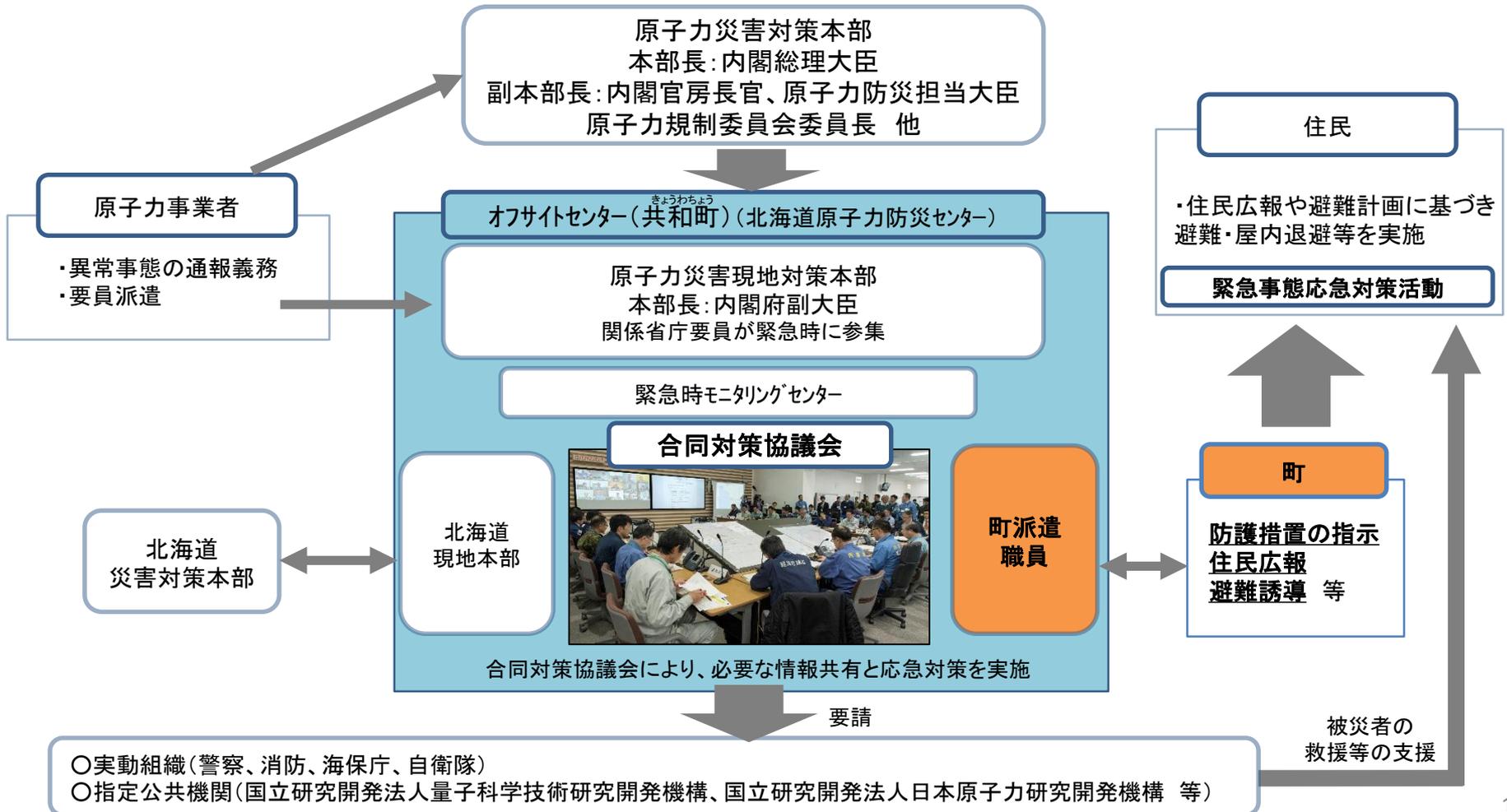


町の対応体制

➤ 町は、原子力規制委員会からの情報収集事態又は警戒事態の発生通報や原子力防災管理者からの施設敷地緊急事態の発生通報を受けた場合、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合又は不測の事態にも的確に対応するため、特に必要と認めるときは以下の配備体制をとり、国及び道の指示等に基づき迅速な対応を図るものとする。

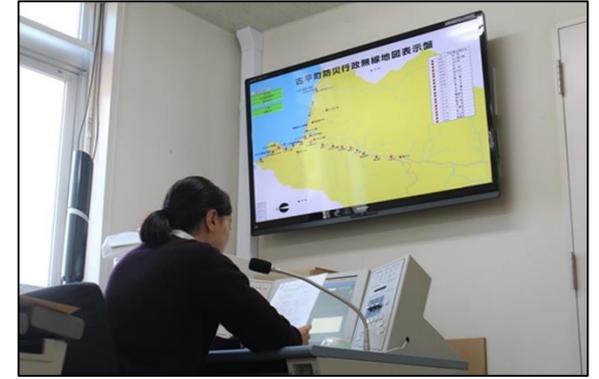
体制区分	配備体制の基準	本部設置	配備体制
第1非常配備	原子力規制委員会から情報収集事態の発生通報を受けた場合など、情報収集事態の発生を認知したとき	—	総務課の所要人員で情報収集、通報連絡を行い、状況により、警戒本部の設置に移行できる体制とする。
第2非常配備	1 原子力規制委員会から警戒事態の発生通報を受けた場合など、警戒事態の発生を認知したとき 2 その他特に町長が必要と認めたとき	警戒本部の設置	災害応急対策に関係のある部署の所要人員で情報収集、通報連絡及び応急対策を実施し、状況により、災害対策本部の設置に移行できる体制とする。
第3非常配備	1 原子力防災管理者から施設敷地緊急事態の発生通報を受けたとき 2 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出(全面緊急事態)したとき 3 その他特に町長が必要と認めたとき	災害対策本部の設置	災害応急対策に従事することができる全職員を配備し、組織の全力をあげて活動する体制とする。

- 泊村において震度5弱以上の地震の発生を認知した場合(警戒事態の前段階から)、原子力規制庁及び内閣府(原子力防災担当)の職員が参集し、オフサイトセンター及び原子力規制庁緊急時対応センター(ERC)に原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室を立ち上げ、情報収集活動を開始。
- 警戒事態となった場合、現地への要員搬送や緊急時モニタリングの準備を開始。
- 施設敷地緊急事態となった場合、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部の設置及び関係省庁事故対策連絡会議を開催し対応。また、内閣府副大臣及び国の職員をオフサイトセンター等へ派遣。
- 全面緊急事態となった場合、原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部を設置するとともに、道・町村等のメンバーからなる合同対策協議会を開催し、相互協力のための調整を行いつつ対応。



住民等への情報伝達

- ▶ 町は、防災無線、緊急速報メールサービス、広報車等を活用し、住民へ情報を伝達。
- ▶ 小・中学校、幼児センター、社会福祉施設等の町関係機関への情報伝達は町が実施。



- 町は、防災無線、緊急速報メールサービス、広報車等を活用し、住民等へ情報を伝達。
- 住民等への伝達内容は、
 - (1) 事故の概要
 - (2) 泊発電所における対策状況
 - (3) 災害の現況及び今後の予測
 - (4) 町及び道並びに防災関係機関の対策状況
 - (5) 住民等のとるべき措置及び注意事項
 - (6) その他必要と認める事項

観光客等一時滞在者への情報伝達

- ▶ 防護措置（避難、屋内退避、一時移転、安定ヨ素剤の服用指示等）が必要になった場合は、原子力災害対策本部等から、町及び道に、その内容をTV会議等を活用し迅速に情報提供。
- ▶ 町及び道は、防災無線、広報車、緊急速報メールサービス等を活用し多言語により観光客等の一時滞在者に情報を伝達。各種レクリエーション施設、観光協会、宿泊施設では、北海道が作成した「観光客の安全確保のための原子力災害時初動対応マニュアル」を活用し、多言語により一時滞在者に情報を伝達。

受信メール

2016/11/14 8:45

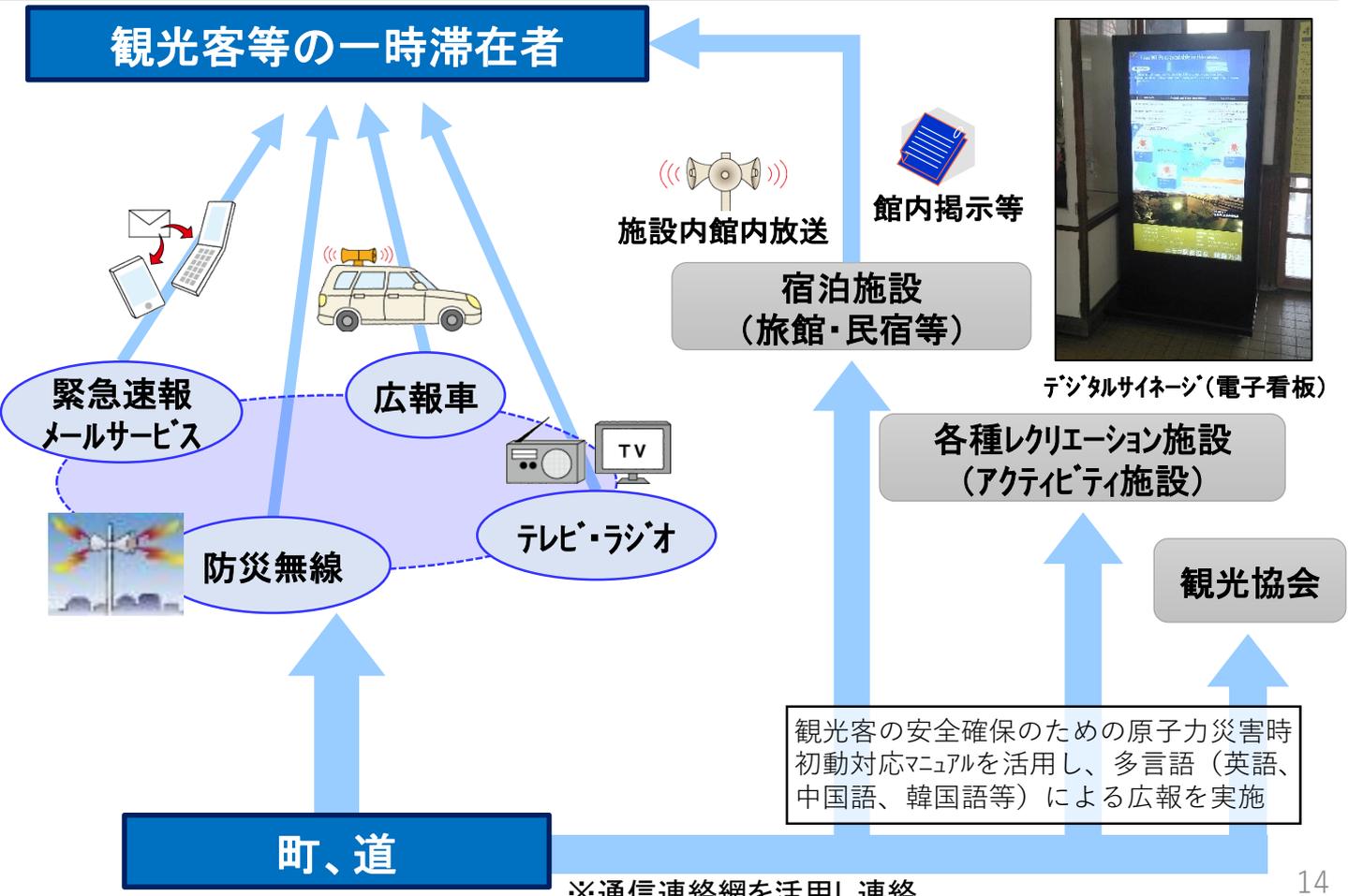
避難・屋内退避指示
 北海道からのお知らせです。泊発電所から5km圏内の泊村、共和町の住民は、各役場の指示に従い避難してください。5kmから30km圏内の全ての住民は屋内退避してください。現在、放射性物質の外部への漏えい情報はありませぬ。落ち着いて行動してください。この後英語版が配信されます。
 (北海道)

受信メール

2016/11/14 8:48

ALERT
 Hokkaido Gov' t: Residents within 5 km of Tomari NPP, follow municipal gov' t instructions to evacuate. Residents between 5 & 30 km of Tomari NPP, stay inside. No radiation leak found.
 (北海道)

緊急速報メールサービス(イメージ)



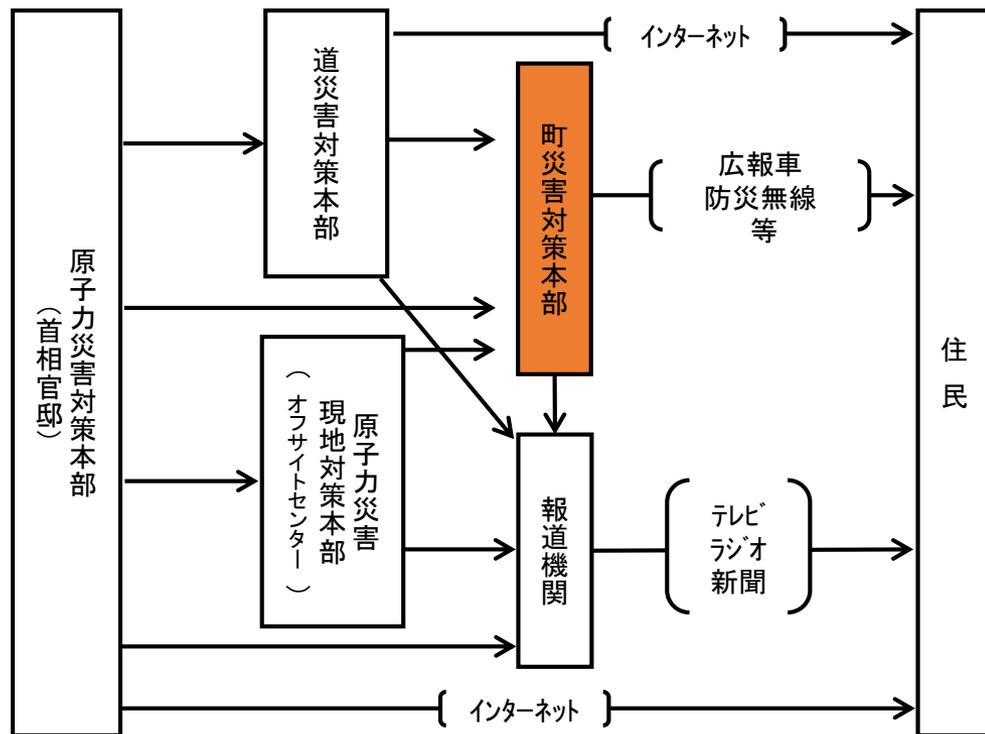
デジタルサイネージ(電子看板)

- 迅速かつ適切な広報活動を行うため、事故情報等に関する中央での記者会見は官邸（内閣官房長官が会見を行い、原子力規制委員会委員等が技術的な内容等を補足説明）において実施。
- 現地での記者会見については、オフサイトセンターにおいて実施。
- 必要に応じ、在京外交団等に情報提供を行うとともに、在外公館を通じて各国政府等にも情報提供。

【主な広報事項】

- ①事故の発生日時及び概要
- ②事故の状況と今後の予測
- ③原子力発電所における対応状況
- ④行政機関の対応状況
- ⑤住民等がとるべき行動
- ⑥避難対象区域及び屋内退避区域

【情報発信のイメージ】



一元的に情報発信を行うことができる体制を構築するとともに、発信した情報を共有

国、道及び町等による住民相談窓口の設置

国における対応

- 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部、指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕等は、速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を実施。
- オフサイトセンターでは、道及び町の間合せ対応を支援。

道及び町における対応

- 道及び町は、住民からの間合せに対応する相談窓口を設置するとともに、被災者に対する健康相談窓口（心身の健康相談）等を設置。

原子力事業者（北海道電力）における対応

- 原子力事業者（北海道電力）は、原子力災害発生時、直ちに本店内に相談窓口を設置し、住民からの間合せに対応。また、損害賠償請求への対応として、申出窓口を設置し、各種損害賠償の受付や請求者との協議等、適切に対応。

住民等のニーズを見極め、柔軟に対応

- | | |
|-----------------|-----------------|
| ①事故の発生日時及び概要 | ⑤住民等がとるべき行動 |
| ②事故の状況と今後の予測 | ⑥避難対象区域及び屋内退避区域 |
| ③原子力発電所における対応状況 | ⑦被災企業等への援助・助成措置 |
| ④行政機関の対応状況 | |



4. 施設敷地緊急事態における対応

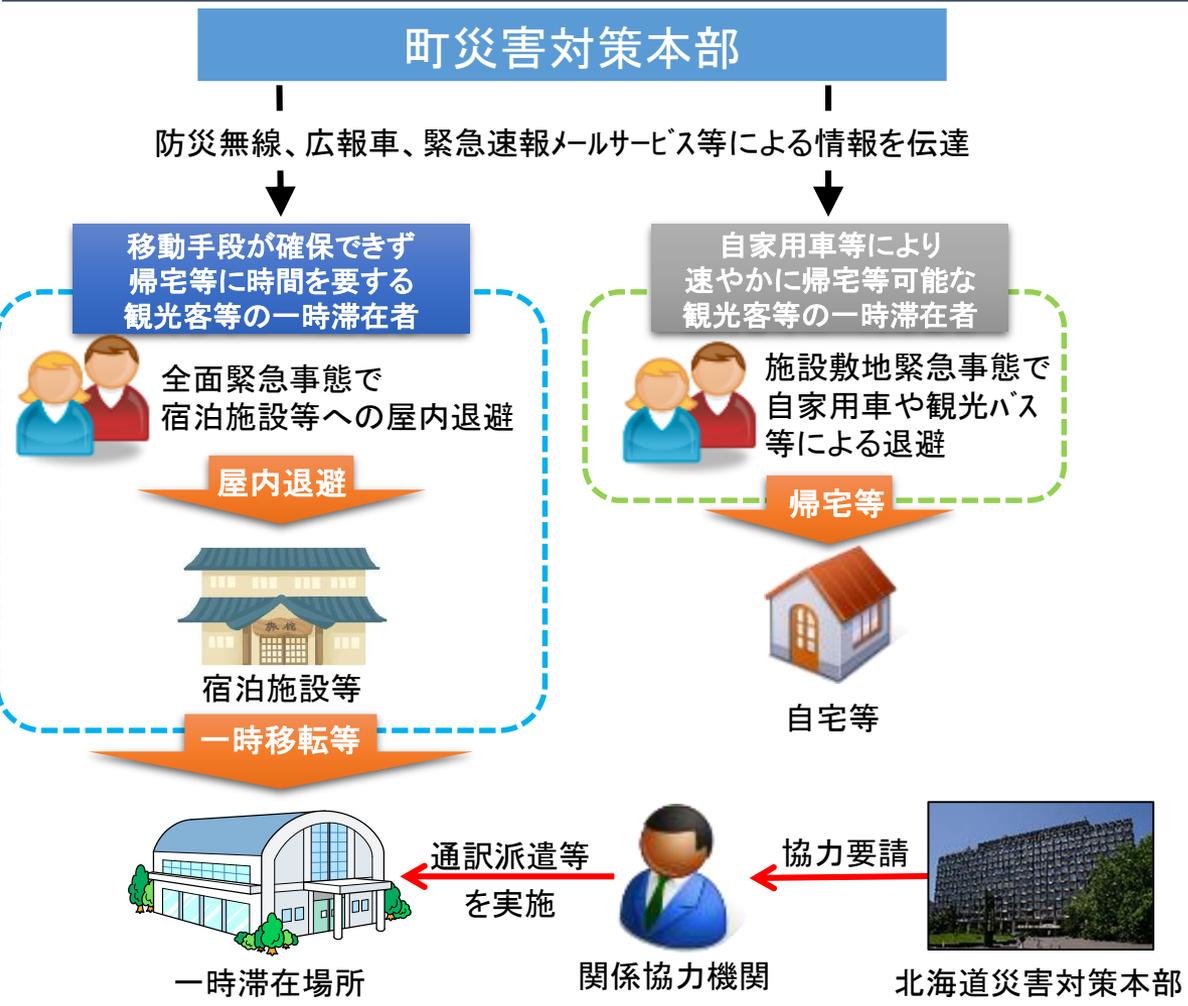
町及び道における初動対応

- 町は、情報収集事態が発生した段階で、第1非常配備体制をとると同時に総務課職員が出動し、情報収集及び通信連絡を実施。警戒事態が発生した段階で、第2非常配備体制をとると同時に町警戒本部を設置し、災害応急対策に関係のある部署の所要人員で情報収集、通信連絡及び応急対策を実施。さらに、施設敷地緊急事態で第3非常配備体制をとると同時に町災害対策本部を設置。
- 道は、警戒事態が発生した段階で、北海道庁に警戒本部を設置し、要員約80人が参集。情報収集・連絡体制の構築、住民等に対する情報提供にあたる。事態の進展に応じ、応急対応に必要な人数を増員し、施設敷地緊急事態で、災害対策本部を設置。



町内における観光客等の一時滞在者の防護措置

- 自家用車や観光バス等により速やかに帰宅等可能な観光客等の一時滞在者については、施設敷地緊急事態で帰宅やUPZ外への退避を実施。
- 自家用車等により速やかに帰宅できない場合やUPZ外への退避が困難な観光客等の一時滞在者については、施設敷地緊急事態で宿泊施設等への屋内退避準備を実施し、全面緊急事態で屋内退避を実施。
- 一時移転等が必要となった観光客等の一時滞在者は、町が準備した一時滞在場所に一時移転等を行う。また、一時滞在場所では、外国人観光客のために通訳の派遣や多言語による相談支援等を実施。



古平町内の観光客数(※)

643 人

※ 観光客数については、令和2年4月1日現在の古平町内における入場ピーク時（8月）での1日当たりの入込及び宿泊数を基に算定

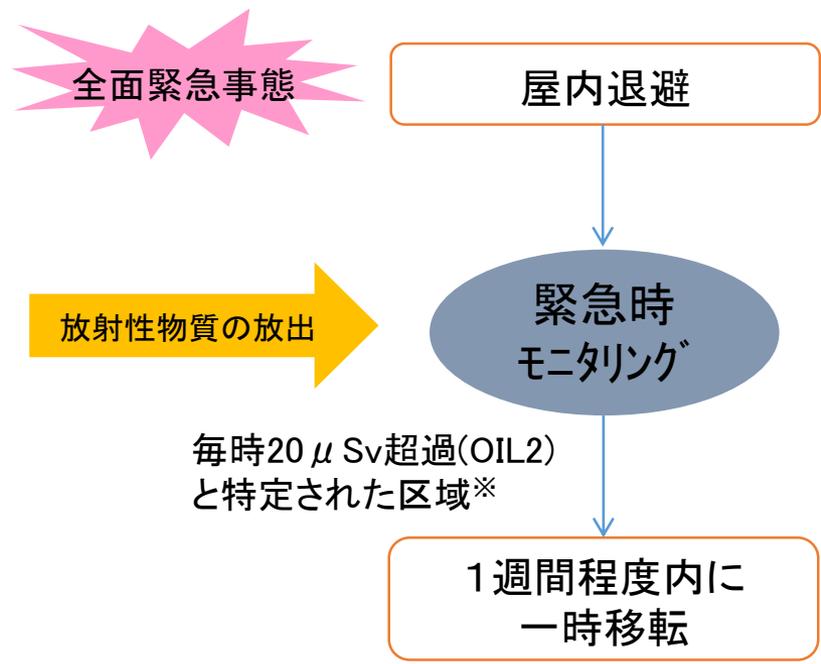
5. 全面緊急事態における対応

UPZ内における防護措置の考え方

- 全面緊急事態となった場合、放射性物質の放出前の段階においては、予防的防護措置として、PAZ内における住民の即時避難開始とともに、UPZ内においては住民の屋内退避を開始する。
- 放射性物質の放出に至った場合、放射性プルームが通過している間に屋外で行動するとかえって被ばくのリスクが増加するおそれがあるため、屋内退避を継続する。
- その後、原子力災害対策本部が、緊急時モニタリングの結果に基づき、毎時 $20\mu\text{Sv}$ 超過した時から概ね1日が経過した時の空間放射線量率が毎時 $20\mu\text{Sv}$ 超過している区域を特定。当該区域の住民は原子力災害対策本部の指示により1週間程度内に一時移転を実施する。



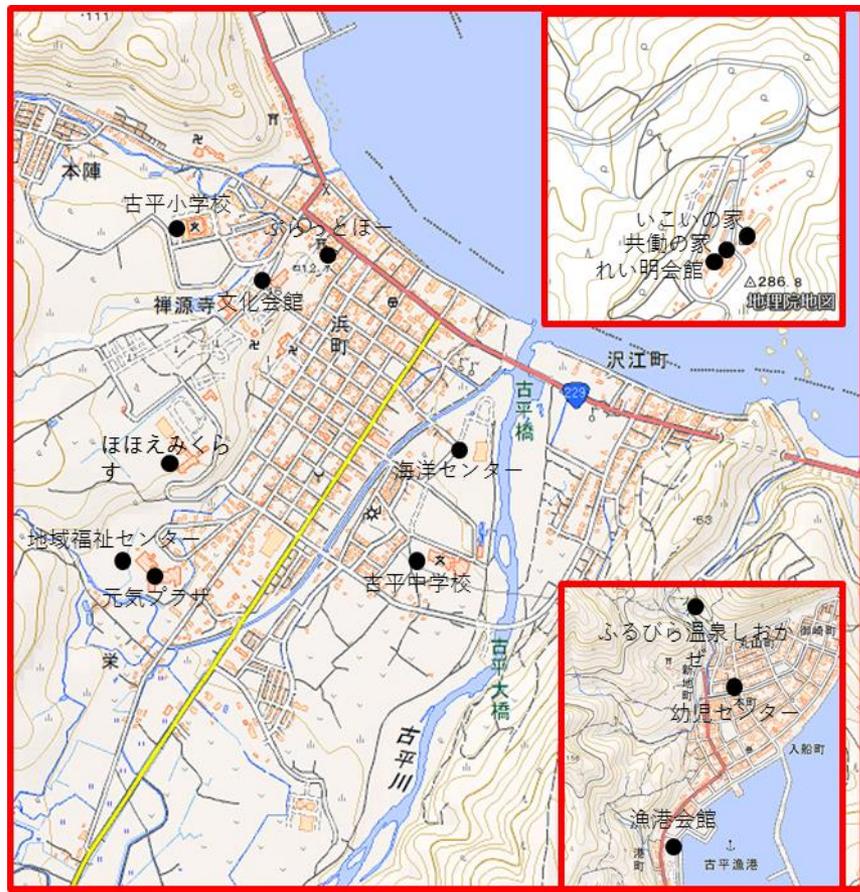
UPZ内の防護措置の基本的な流れ



※ 空間放射線量率が毎時 $500\mu\text{Sv}$ 超過(OIL1)となる区域が特定された場合は当該区域の住民を速やかに避難させる。

町内の避難所等

- 全面緊急事態において屋内退避となった場合、原則として住民等は自宅内にとどまるよう指示。
- 外出者には速やかに帰宅するよう指示。
- 地震等の自然災害により、自宅等が被災し、屋内退避が困難となった住民等については、町内の避難所等（14施設、7,221人）での屋内退避を指示。
- 屋内退避を指示した場合は、避難誘導責任者、避難所責任者から避難所等での退避者人数の報告を受け、住民等の屋内退避の実施状況を把握し、取りまとめるものとする。
- 町内の避難所等の利用が困難な場合は、隣接する町村の避難所等の利用について、道に調整を要請する。



施設名	住所	収容人数
ほほえみくらす	古平町浜町893番地5	1,500人
いこいの家	古平町歌棄町204番地9	195人
れい明会館	古平町歌棄町204番地9	330人
共働の家	古平町歌棄町204番地9	75人
元気プラザ	古平町浜町644番地	161人
地域福祉センター	古平町浜町711番地	436人
古平中学校	古平町浜町385番地	1,578人
海洋センター	古平町浜町1715番地1	811人
古平小学校	古平町浜町370番地	1,238人
文化会館	古平町浜町40番地2	266人
ぶらっとほ一む	古平町浜町106番地	73人
漁港会館	古平町港町439番地1	212人
ふるびら温泉しおかぜ	古平町新地町90番地1	68人
幼児センター	古平町丸山町29番地	278人
合計		7,221人

➤ 屋内退避を実施する際は、防護対策地区内の住民等に対して、以下の留意事項を正確かつ簡潔に伝え、指示の徹底を図る。

- (1) すべての窓、扉等の開口部を閉鎖すること。
- (2) すべての換気扇及び外気導入型の空調・暖房設備等を止め、外気の流入を防止すること。
- (3) できるだけ窓際を離れて屋内の中央にとどまり、テレビ、ラジオ、防災無線、広報車、緊急速報メール等による道又は本部からの指示、情報に留意すること。
- (4) 食料品の容器にフタをすること。
なお、屋内に保管してある飲食物は摂取して差し支えないこと。
- (5) 帰宅した人は顔や手を洗い、着替えた衣服をビニール袋に保管し、他の衣類と区別をする。
- (6) 電話による問い合わせを控えること。
- (7) 貴重品や着替用衣類その他各自の実情に応じ、避難等に必要となる物をあらかじめ用意すること。
- (8) うわさや憶測に流されず、町災害対策本部からの指示に従うこと。

- 町内の社会福祉施設（3施設、入所定員293人）については、施設ごとの避難計画を作成しており、避難先については、道があらかじめ施設ごとの受入先を確保済み。
- 何らかの事情で、あらかじめ選定した受入施設が使用できない場合には、道と関係団体※1が締結している「災害時における社会福祉施設等の相互支援協定」に基づき、道が代替の受入施設を調整。
- さらに、同協定に基づき、受入を支援する他の施設（支援施設）は、町内の施設及び受入施設に対し、各施設の要請等を踏まえ生活物資等の提供及び支援職員の派遣を実施。

<古平町内>

施設区分	施設等数	入所定員
高齢者施設等	1	18人
障がい福祉施設等	2	275人
児童養護施設	—	—
合 計	3	293人

施設ごとの
避難先を確保※2

<UPZ外(道内22市町村)>

受入施設数	受入可能人数
4	18人
20	275人
24	293人

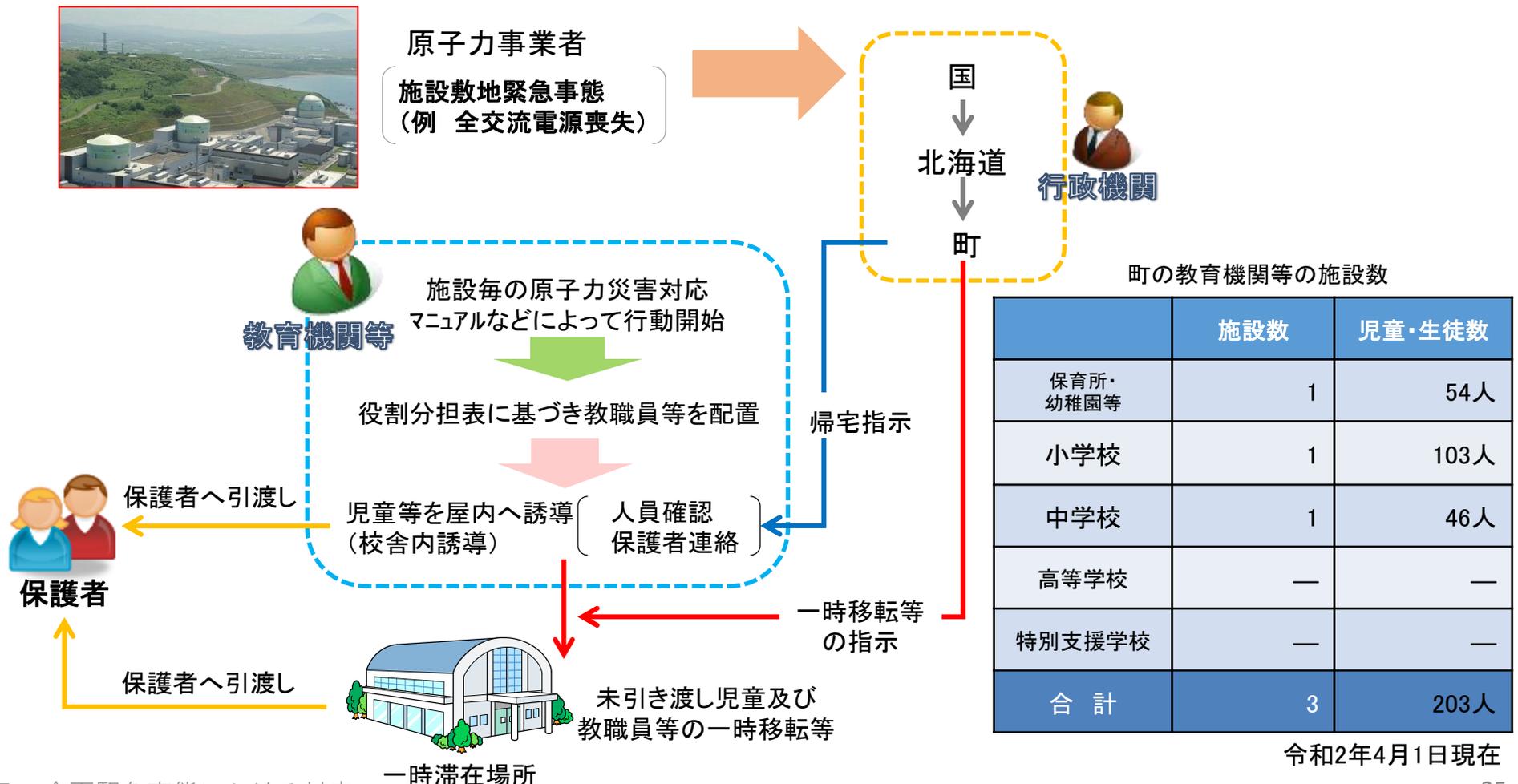
※1: 北海道老人福祉施設協議会、(一社)北海道老人保健施設協議会、北海道身体障害者福祉施設協議会、(一社)北海道知的障がい福祉協会、北海道児童施設協議会等

※2: あらかじめ選定した受入施設が使用できない場合は、「災害時における社会福祉施設等の相互支援協定」に基づき、北海道が代替の受入施設(507施設1,350人受入可能)を調整。

※3: 施設等数、入所定員については、平成29年4月1日現在。

小・中学校、幼児センターの防護措置

- 施設敷地緊急事態により町災害対策本部から帰宅指示が出された場合は、児童等を保護者に引き渡し、引き渡しができない児童等は屋内退避を実施する。その後、事態が悪化し、町災害対策本部から一時移転等の指示が発出された場合は、教職員等は未引き渡し児童等とともに一時移転等を行い、一時滞在場所で児童等を保護者へ引き渡す。
- 校長、所長等は随時、町災害対策本部と連携を図る。

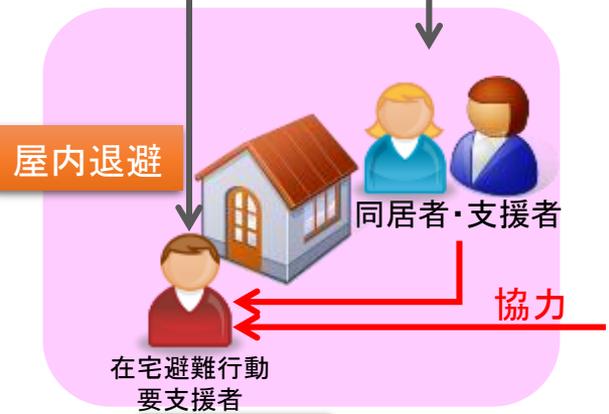


町内における在宅の避難行動要支援者の防護措置

- ▶ 在宅の避難行動要支援者及び同居者並びに屋内退避や一時移転等の支援者に対し、防災無線、緊急速報メールサービス、テレビ、ラジオ等を用いて情報提供を行い、在宅の避難行動要支援者の屋内退避・一時移転等を実施。
- ▶ 連絡がとれない場合は、町職員や消防職員等が、屋内退避・一時移転等の協力を実施。
- ▶ 一時移転等が必要となった在宅の避難行動要支援者は、町が準備した一時滞在場所に移動。その後、町は、移動した在宅の避難行動要支援者を、避難生活環境がより良いホテル・旅館に、優先的に移動させる。

町災害対策本部

防災無線・緊急速報メールサービス・テレビ・ラジオ等による情報提供



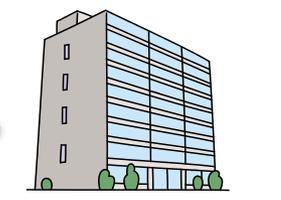
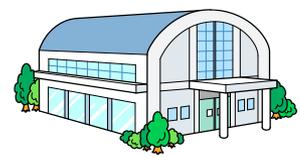
連絡等



古平町内在宅の 避難行動 要支援者数	62人
--------------------------	-----

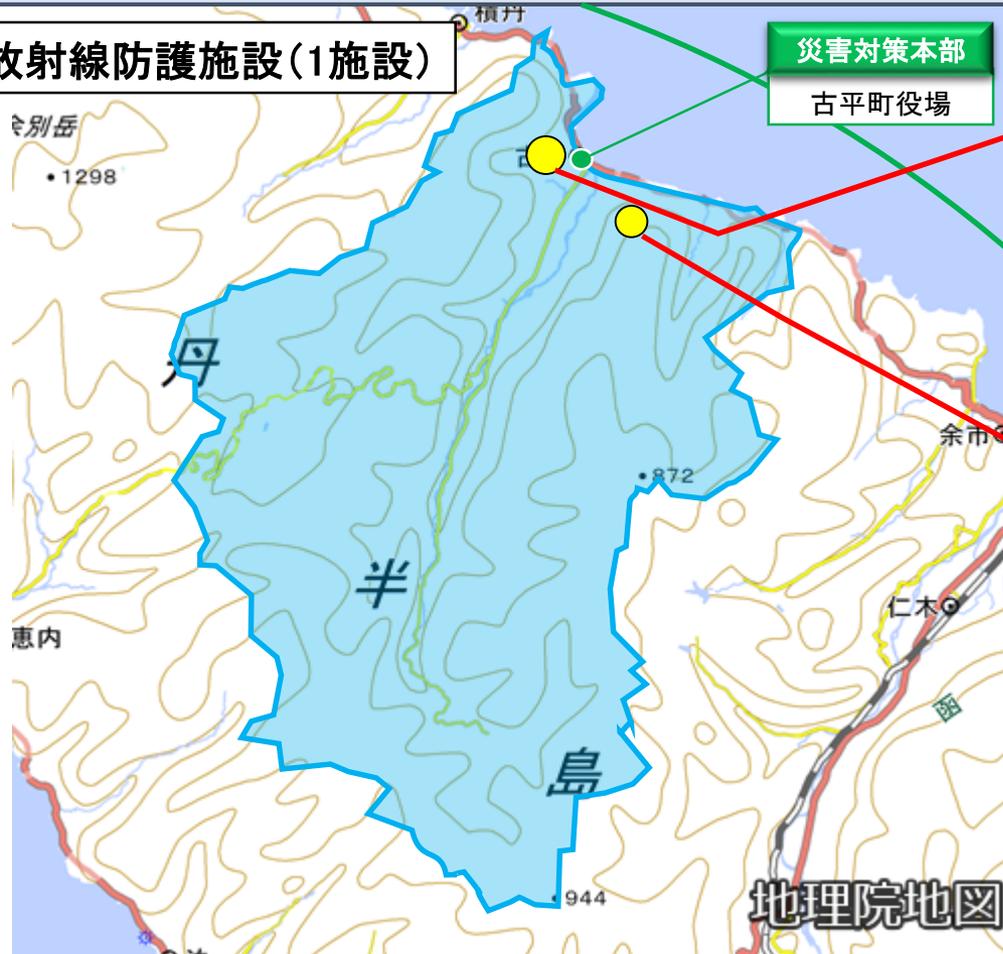
- ※1 人数は、令和3年1月1日現在。
- ※2 支援者がいない者については、今後支援者を確保していく。また、支援者が確保できない場合においても、緊急時に消防団や自主防災組織等の避難支援等関係者と情報を共有し、避難支援等関係者による屋内退避・一時移転等の支援ができる体制を整備。

一時移転等



- ▶ 一時移転等が必要となった避難行動要支援者のうち、避難の実施により健康リスクが高まる者については、輸送等の避難準備が整うまで近傍の避難所等で屋内退避を実施。
- ▶ 特に、本町においては、その地理的条件により、地震等の自然災害との複合災害時に、避難経路である国道229号線の寸断などで孤立化が発生してしまうおそれがあることから、上記の者の身体的負担等を軽減するため、放射線防護対策施設である古平小学校及び共働の家に収容。
- ▶ また、両施設では、屋内退避者のための3日分の食料及び生活物資等を備蓄。
- ▶ さらに、屋内退避が3日を超える事態となった場合は、北海道電力が4日分の食料等を供給。

放射線防護施設(1施設)



災害対策本部
古平町役場

古平小学校
(収容可能者数: 200人)



共働の家
(収容可能者数: 88人)

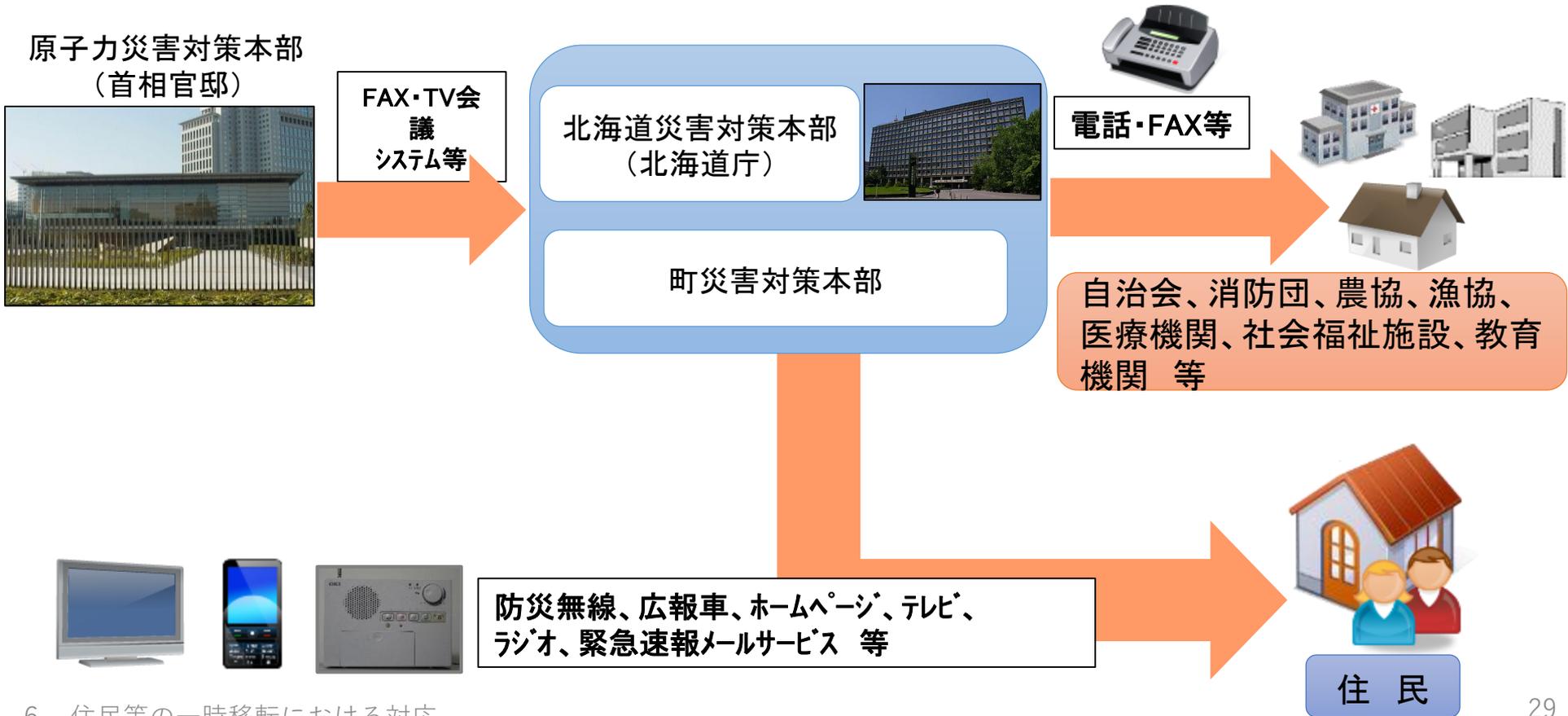


地理院地図

6. 住民等の一時移転における対応

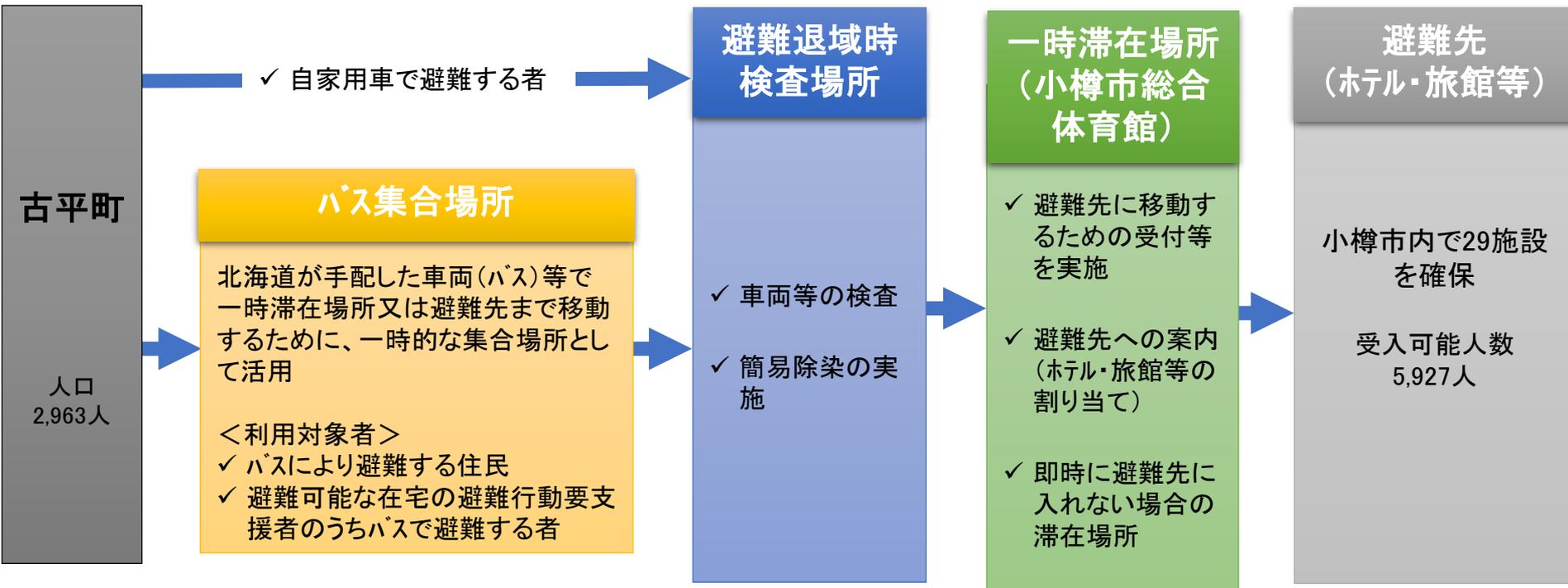
一時移転等を行う際の情報伝達

- ▶ 一時移転等の指示は、原子力災害対策本部から、道及び町に対し、FAX・TV会議システム等を用いて伝達。
- ▶ 道、町及び関係機関から、住民、自治会、消防団、農協、漁協、医療機関、社会福祉施設、教育機関等へは、防災無線、広報車、緊急速報メールサービス、電話、FAX等のあらゆる情報発信手段を活用して伝達。



古平町内の住民等の一時移転等

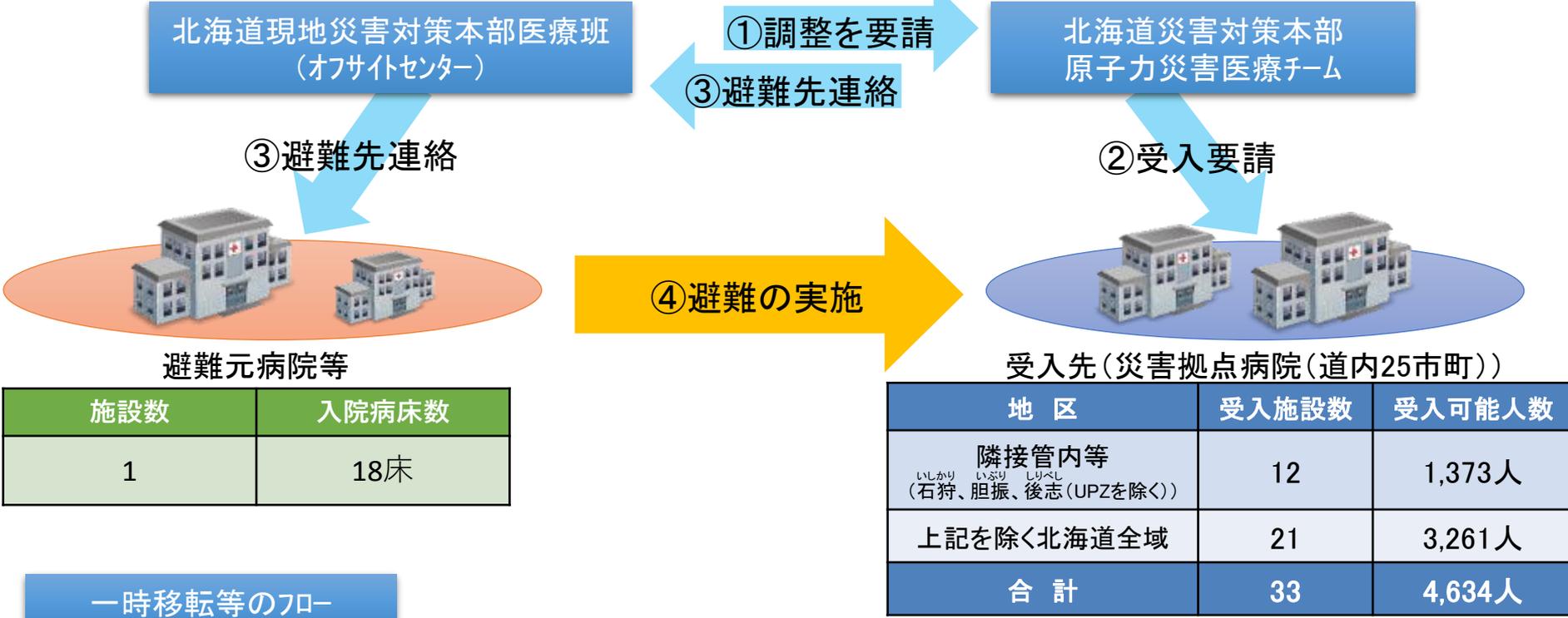
- 町は、国又は北海道から一時移転等の指示を受けた後、関係機関へ協力要請をするとともに、国及び北海道と連携をとりながら、一時移転等の円滑な実施と住民の安全確保のために、実施に係る実務（避難先の準備、避難経路の確認、輸送手段の確保、避難退域時検査及び簡易除染の実施体制、地域毎の一時移転等開始時期など）の調整を行った上で、一時移転等を開始。
- 北海道では、一時移転等の期間の長期化を想定し、古平町内の住民等が良好な環境のもとで避難生活を送ることができるよう、ホテル、旅館等（小樽市内29施設）を避難先として指定。
- 一時移転等の対象地域の住民は、避難退域時検査を受けた上で一時滞在場所において受付を行い、避難先となるホテル・旅館等へ移動。
- 万一、あらかじめ指定する避難先地域の施設が使用できない場合は、北海道の調整により、近隣地域において代替避難先を確保し、一時移転等を実施。



➤ 避難等を実施する際は、古平町内の住民等に対して、以下の留意事項を正確かつ簡潔に伝え、指示の徹底を図る。

- (1) 町や関係機関の指示を確認してから行動すること。
- (2) マスク及び外衣を着用すること。
- (3) 貴重品や着替え用衣類その他各自の実情に応じて必要な物を持ち出すこと。
- (4) 電気器具のコンセントを抜き、ガス・水道（冬期間）などの元栓を止めること。
- (5) 火の始末、消灯を確認し、窓等を閉めて施錠すること。
- (6) 隣人にも避難等の指示を確認すること。
- (7) 自家用車による避難が困難な場合は、町が手配した車両等により避難すること。
- (8) 自家用車等により避難等する場合は、警察官等の誘導や交通規制などの指示に従うこと。

- 町内の入院病床を有する全ての医療機関（病院及び有床診療所、1施設18床）は、原子力災害時の対応手順等を定めた個別の避難計画を策定済み。
- 一時移転等の防護措置が必要となった場合は、隣接管内等の災害拠点病院に入院患者を移転・収容。さらに、当該患者の病状等を踏まえ、必要に応じて、北海道災害対策本部の「原子力災害医療チーム」が他の病院への転院等の調整を実施。

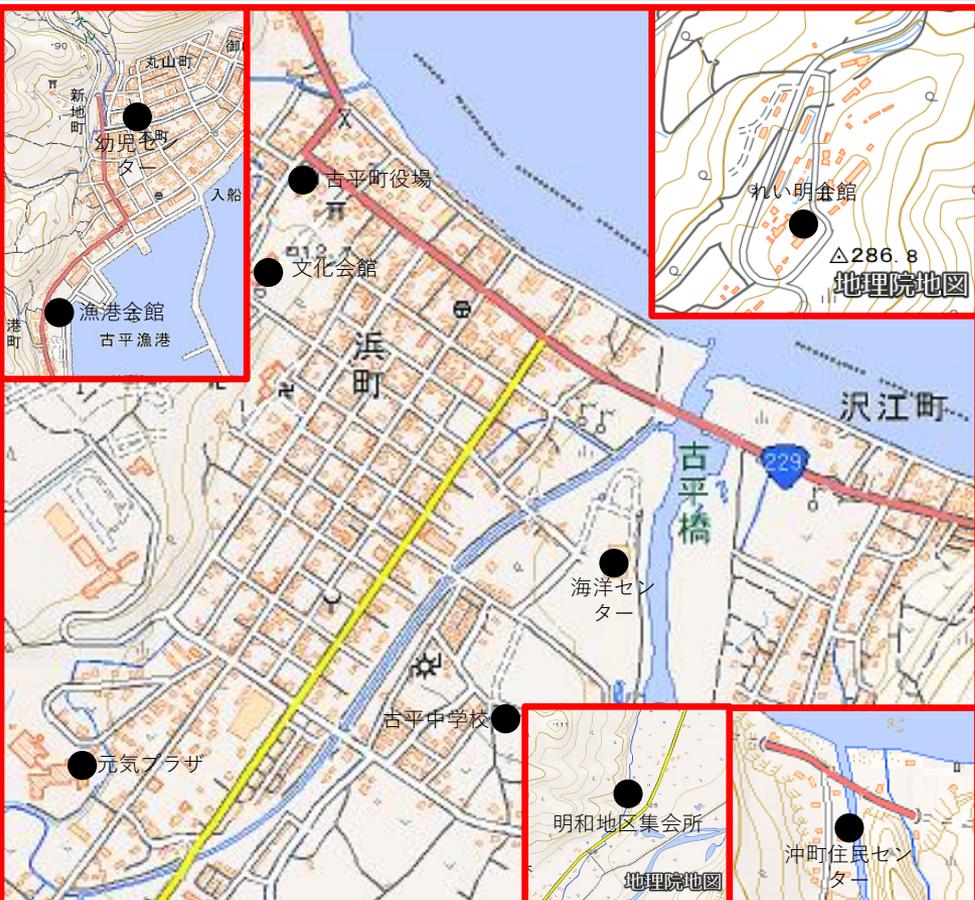


一時移転等のフロー

- ① 一時移転等の指示が見込まれる段階で、オフサイトセンター内に設置される北海道現地災害対策本部医療班が、北海道災害対策本部の「原子力災害医療チーム」に災害拠点病院への転院等に向けた調整を要請。
- ② 北海道災害対策本部の「原子力災害医療チーム」は、関係機関の協力を得て、受入先候補となる災害拠点病院に対し、受入を要請し、一時移転等の準備を整える。
- ③ 北海道災害対策本部の「原子力災害医療チーム」は、北海道現地災害対策本部医療班を通じ、避難元病院等に対し、受入先となる災害拠点病院及び避難経路等を連絡。
- ④ 避難元病院等は、指示に基づき、避難行動を開始。

バス集合場所等について

- 全面緊急事態（0IL2超過）でバス集合場所からバスにより避難する者は、最大1,200人（一般町民約800人、要配慮者施設利用者約400人）。
- 町では、一般町民向けに9箇所、バス集合場所を設置し、町民は各町内会ごと指定されたバス集合場所に集合し、一定期間内に避難を実施。
- 要配慮者施設利用者については、施設の状況に応じ、適宜必要なバスの台数を道に要請。バスによる避難が困難な利用者については各施設等で所有する福祉車両等で避難を実施。



バス集合場所	輸送人数	バス必要台数	町内会
元気プラザ	120人	3台	旭、あけぼの、浜三、栄町
海洋センター	80人	2台	沢江、浜一
古平中学校	80人	2台	沢江、浜一、旭、あけぼの
文化会館	160人	4台	銀座、浜五、清住、本陣、浜三、港町
魚港会館	80人	2台	港町、入船、新地
幼児センター	80人	2台	入船、新地、本町、丸山
沖町住民センター	40人	1台	沖
明和地区集会所	40人	1台	廻り淵、泥の木、鴨居木
れい明会館	120人	3台	れい明の里
要配慮者利用施設 (8施設)	400人	10台	
合計:17箇所	1,200人	30台	

- 全面緊急事態（01L2超過）で自家用車避難者集合場所から自家用車により避難する者は、約2,000人。
- 町では、古平小学校グラウンドを自家用車避難者集合場所として設置する。住民等は集合し、一定期間内に避難を実施。

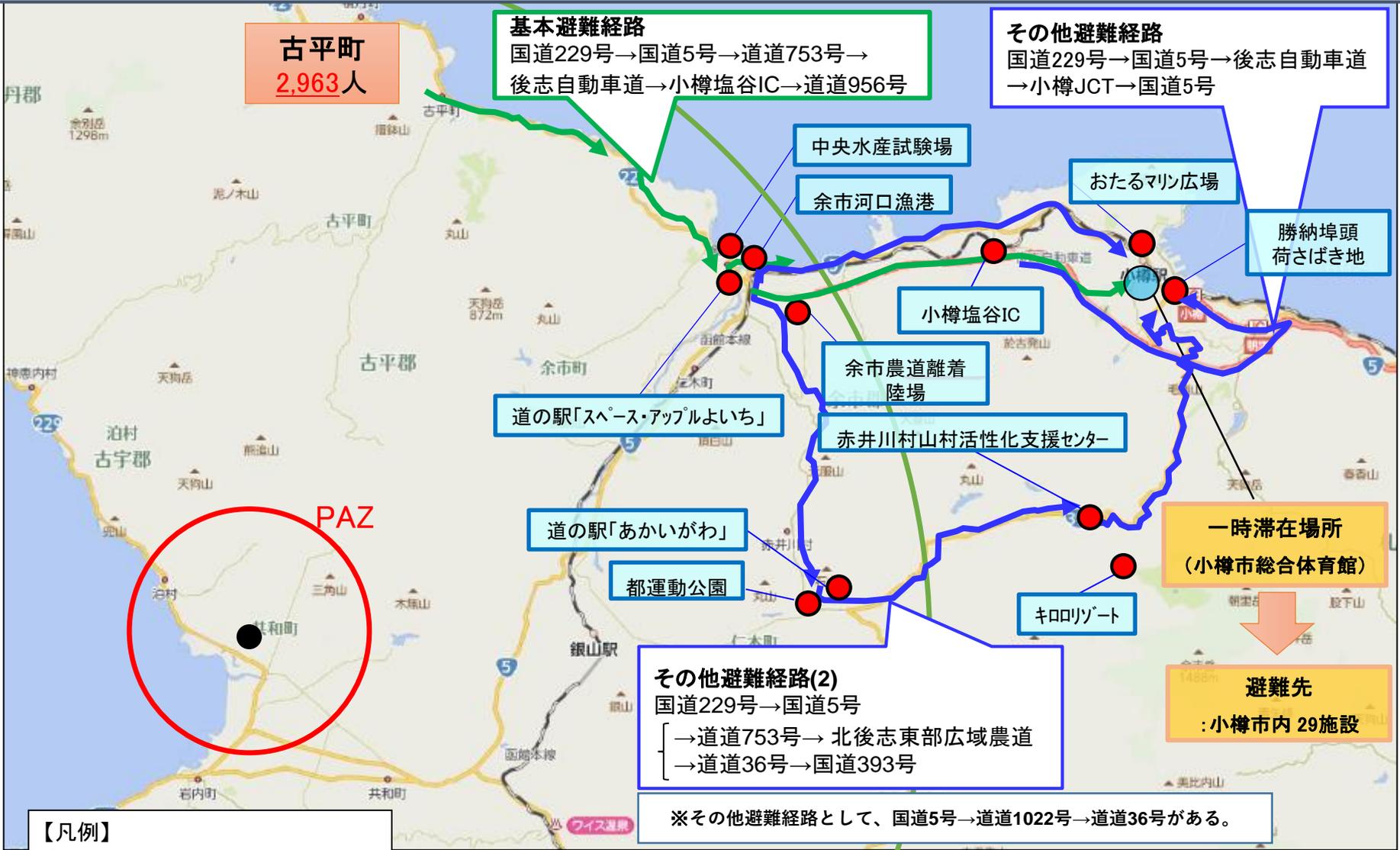


自家用車避難者集合場所	想定人数※	想定台数
古平小学校グラウンド	2,000人	約1,450台

※ 数字は現段階で町が把握している暫定値

一時滞在場所までの主な経路

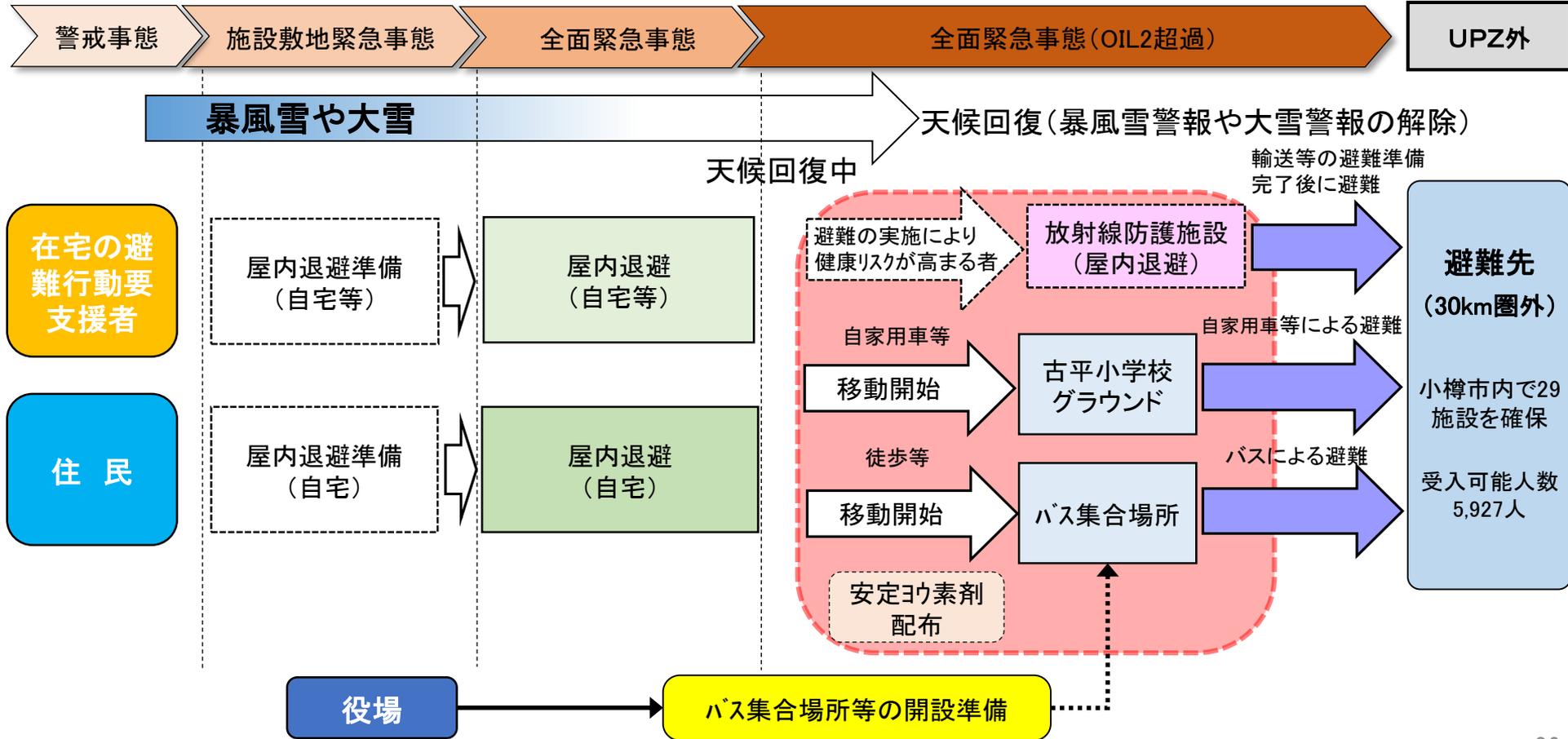
➤ 自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、基本避難経路及びその他避難経路を設定。



暴風雪や大雪時における古平町内の防護措置

- 自然災害との複合災害時において、自然災害による差し迫った危険がある場合は住民の生命の安全確保を優先して対応。
- 古平町内の住民は、天候が回復するまで屋内退避を優先し、天候回復後に原子力災害の観点からの避難等の指示が出ている場合には、避難経路や避難手段、プラントの状況や緊急時モニタリングの結果、気象情報等を確認後、避難等を実施。なお、避難等の実施により健康リスクが高まる者は、輸送等の避難準備が整うまで近傍の放射線防護施設で屋内退避を実施。

<全面緊急事態(OIL2超過)で天候が回復した場合の例>

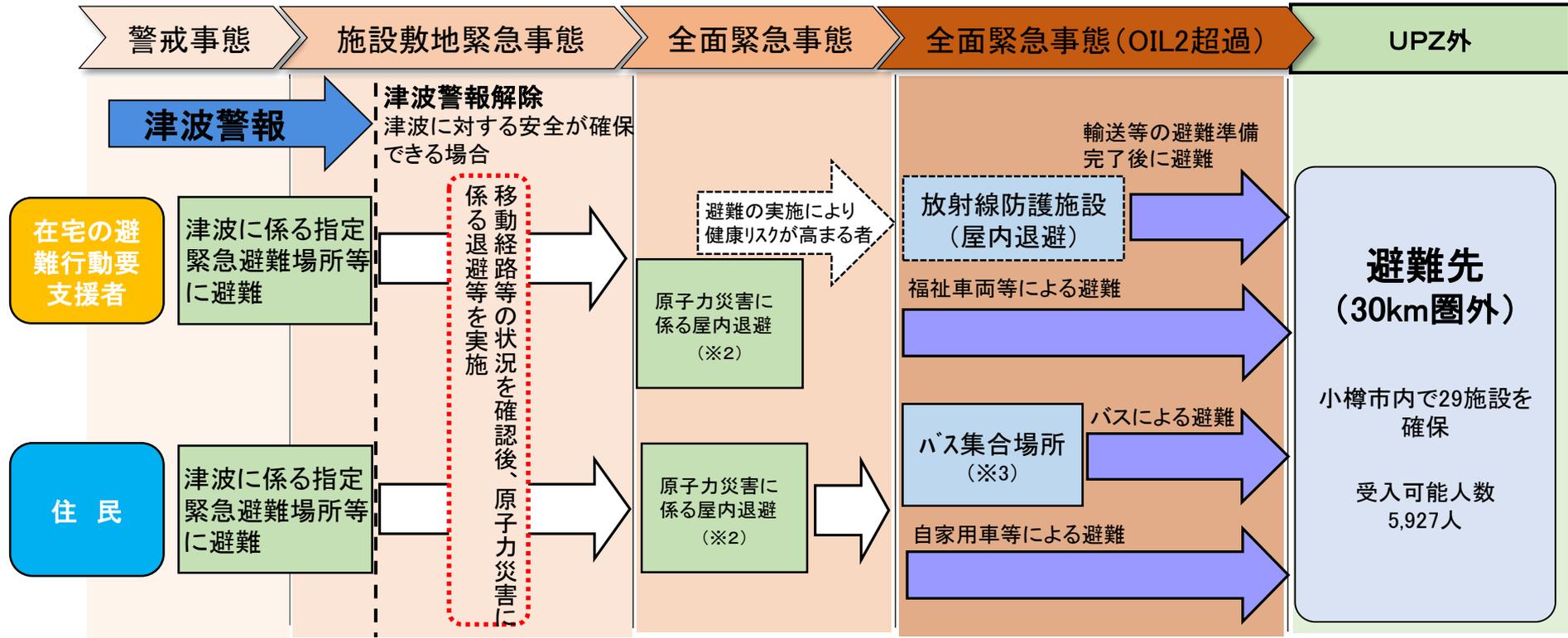


※町の職員は、天候の状況、プラントの状況等を踏まえて対応を実施

津波との複合災害時における古平町内の防護措置

- 津波との複合災害時(津波警報または大津波警報の発表時)における避難行動では、住民の生命の安全確保を優先し、津波による人命へのリスクを回避するため、津波に係る指定緊急避難場所等の安全が確保できる場所に避難を実施。
- その後、施設敷地緊急事態や全面緊急事態(OIL2超過の場合を含む)に至った場合であっても、津波に係る避難指示が発令されている場合には、原子力災害に対する退避等の行動よりも津波に対する避難行動を優先。
- また、原子力災害の観点からの避難等の指示が出された場合であって、津波警報解除等津波に対する安全が確保できる場合(※1)は、避難経路、避難手段、プラントの状況や緊急時モニタリングの結果、気象情報等を確認し、原子力災害時に備えあらかじめ設定している避難先へ避難等を実施。なお、避難等の実施により健康リスクが高まる者は、輸送等の避難準備が整うまで近傍の放射線防護施設で屋内退避を実施。

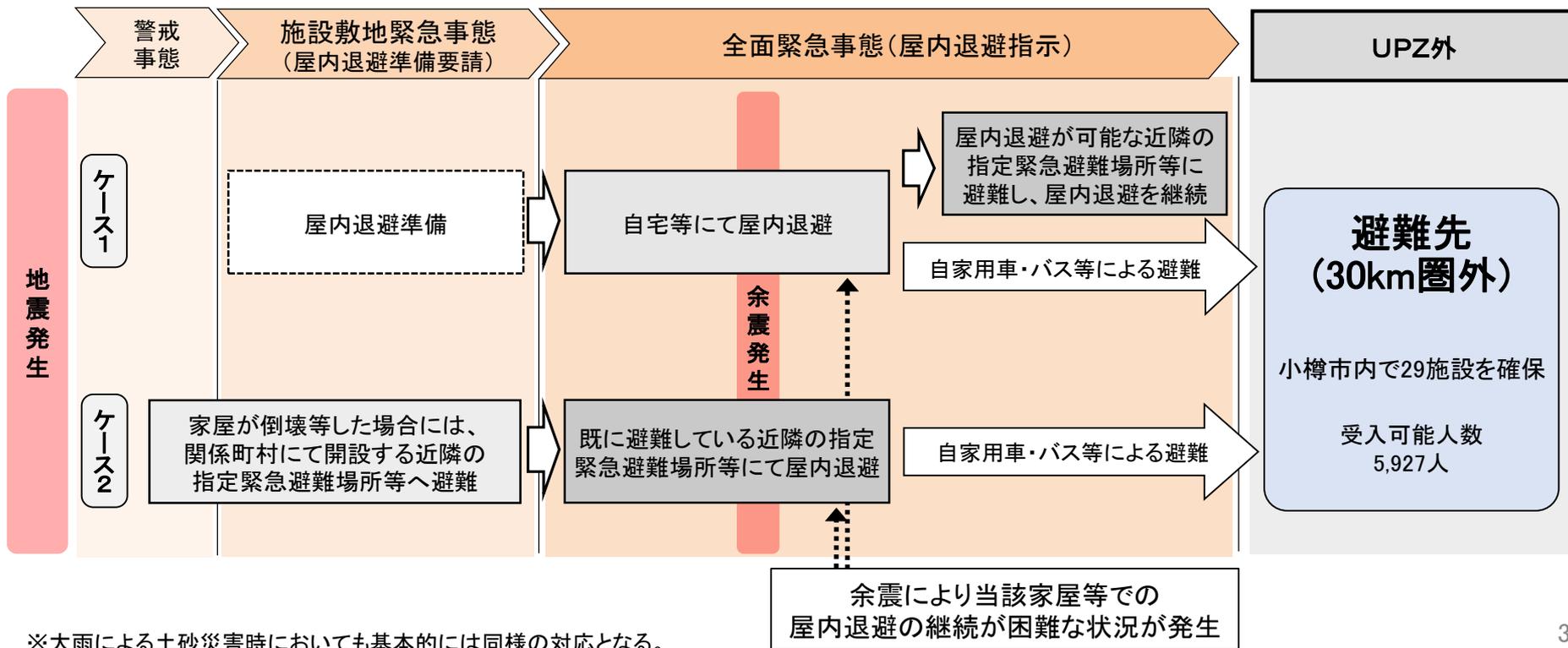
＜施設敷地緊急事態で津波警報が解除された場合の例＞



※1 津波警報等の発表中であっても、津波の影響を受けずに避難等の実施が可能であれば、原子力災害に係る避難等を実施。
 ※2 自宅が津波による被害を受けていない住民は、自宅にて原子力災害に係る避難準備を実施し、その他の住民は津波に係る指定緊急避難場所等で原子力災害に係る避難準備を実施。
 ※3 バス集合場所は、津波に係る指定緊急避難場所等にもなっている場合がある。

- 地震による家屋の倒壊等により、家屋における滞在が困難な場合には、安全確保のため町が開設する近隣の指定緊急避難場所等に避難を実施。
- その後、全面緊急事態となり、屋内退避指示が出ている中で余震が発生し、家屋や既に避難している近隣の指定緊急避難場所等への被害が更に激しくなる等、当該家屋等での屋内退避の継続が困難となる場合には、人命の安全確保の観点から地震に対する避難行動を最優先し、町が開設するUPZ内の別の指定緊急避難場所等や、原子力災害時に備えあらかじめ定められている避難先へ速やかに避難を行う必要がある。このため、国が原子力災害の観点から屋内退避指示を出している中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要になった場合には、人命の安全確保を最優先とする観点から、町独自の判断で避難指示等を行うことが可能。
- また、屋内退避指示中に避難を実施する際には、原子力災害対策本部、道、町は、住民等の避難を安全かつ円滑に実施するため、避難経路や避難手段、プラントの状況や緊急時モニタリングの結果、気象情報等について、確認・調整等を行う。

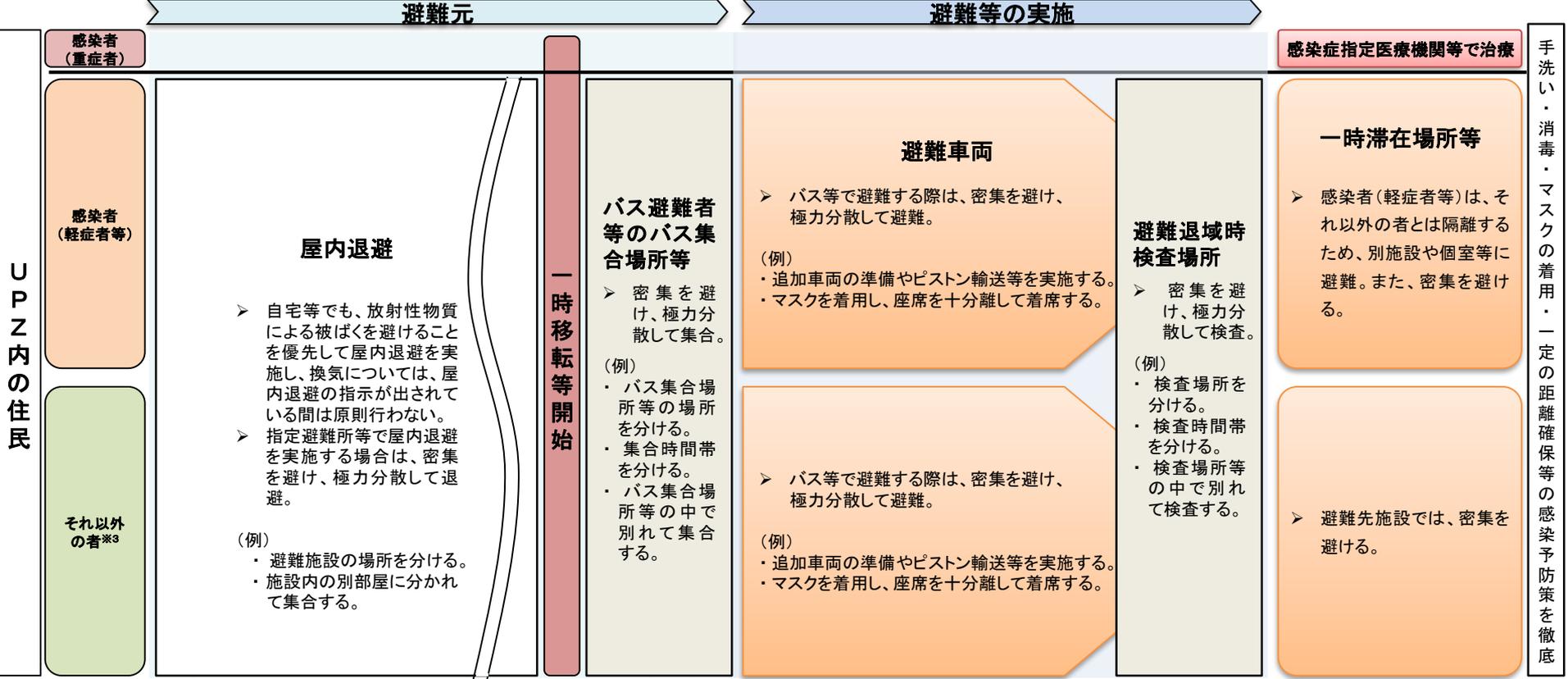
<屋内退避中に余震が発生し被害が激しくなった場合の例>



感染症※1の流行下でのUPZ内の防護措置

- 感染症の流行下において原子力災害が発生した場合、感染者や感染の疑いのある者も含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内退避等の各種防護措置を行う。
- 具体的には、古平町内の住民が一時移転等を行う場合には、その過程（避難車両等）又は避難先（一時滞在場所等）などにおける感染拡大を防ぐため、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。
- 自宅等で屋内退避を行う場合には、放射性物質による被ばくを避けることを優先して屋内退避を実施し、換気については、屋内退避の指示が出されている間は原則行わないこととする。また、自然災害により指定避難所等で屋内退避する場合は、密集を避け、極力分散して退避することとし、これが困難な場合には、関係町村が開設する近隣の別の指定避難所等や、あらかじめ定められているUPZ外の避難先へ避難する。
- 原子力災害の発生状況、感染拡大の状況及び避難車両や一時滞在場所等の確保状況など、その時々状況に応じて、車両や一時滞在場所等を分ける、又は同じ車両や一時滞在場所等内で距離や離隔を保つなど、柔軟に対応する。

<感染症（新型インフルエンザ等）の流行下での原子力災害が発生した場合（UPZ）>



手洗い・消毒・マスクの着用・一定の距離確保等の感染予防策を徹底

※1 新型インフルエンザ等対策特別措置法第二条第一項に定める新型インフルエンザ等を指す。
 ※2 軽症者等とは、入院治療が必要ない無症状病原体保有者及び軽症患者のこと。
 ※3 濃厚接触者、発熱者等の感染の疑いのある者、又はそれ以外の者は、可能な限りそれぞれ別々に避難（車両、一時滞在場所等）する。

7. 放射線防護資機材、物資、燃料 の備蓄・供給体制

古平町内の防護措置に備えた放射線防護資機材の備蓄・供給体制

- ▶ 町では、防災業務従事者のための放射線防護資機材を備蓄。資機材が不足する場合には、放射線防護資機材備蓄拠点（後志総合振興局）が町に供給する。
- ▶ 町民の一時移転等を担うバス事業者等には、原則、緊急時に設置する車両中継ポイントで、放射線防護資機材を配布。なお、平時にはこれらの使用方法に関する訓練・研修を定期的を実施。
- ▶ 車両中継ポイントでは、それまでのモニタリング結果等により、業務従事に伴う被ばく線量が1mSvを十分に下回ることをあらかじめ確認。
- ▶ 放射線防護資機材備蓄拠点等の資機材が不足する場合等には、後方支援拠点（北海道庁）が関係機関に要請を行い、各拠点への搬送について調整を行い、放射線防護資機材の供給を実施。



(凡例)

- : 放射線防護資機材後方支援拠点
- : 放射線防護資機材備蓄拠点
- : 兼 車両中継ポイント
- : 車両中継ポイント

関係町村における行政備蓄

- 緊急時に備え、町では、食料及び生活物資等の備蓄を実施。万が一不足等が生じる事態となった場合、北海道が調整を行い、道内の全市町村や物資供給等に関する協定を締結している民間事業者等の協力を得て、食料及び生活物資等を融通・供給。

関係町村の生活物資の備蓄状況

備蓄物資種類	関係町村												
	とまりむら泊村	きょうわちよう共和町	いわないちよう岩内町	かもえないむら神恵内村	すつつちよう寿都町	らんにしちよう蘭越町	ちようニセコ町	くつちやんちよう倶知安町	しゃこたんちよう積丹町	ふるびらちよう古平町	にぎちよう仁木町	よいちちよう余市町	あかいがわむら赤井川村
主食(食)	21,280	5,800	2,650	2,290	1,425	117	2,146	3,045	4,814	1,750	2,880	1,795	780
副食(食)	2,012	3,550	2,790	375	1,228	—	144	110	1,040	1,740	600	1,430	1,363
飲料水(リットル)	7,834	1,000	2,016	480	1,145	—	990	840	618	1,164	1,332	1,368	401
毛布・寝袋(枚・組)	1,770	1,610	461	245	590	300	280	700	340	570	300	836	151
トイレ													
簡易型(台)	300	4	—	1	1	3	—	—	—	3	—	6	2
携帯型(個)	—	2,800	—	—	6,000	—	—	1,500	2,011	5,100	4,000	2,200	600

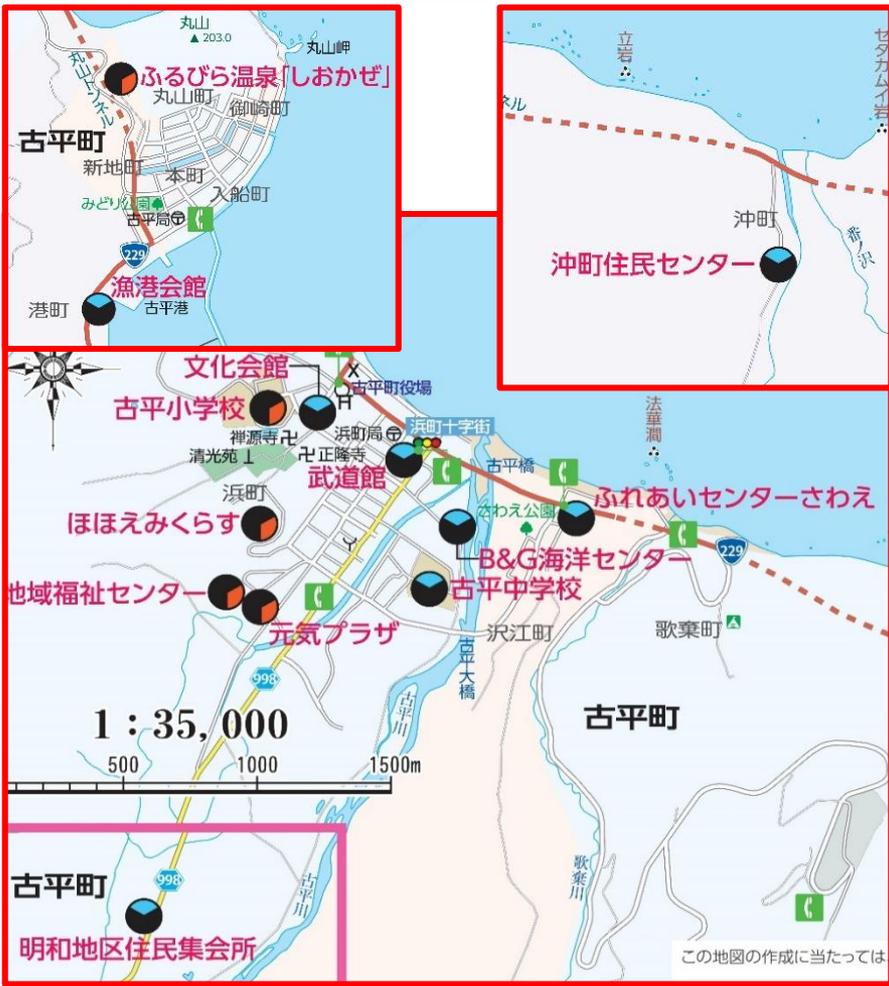
※1: 主食: 乾パン、米、アルファ化米、クッキー、バランス栄養食、インスタント麺類、その他食料の合計値。副食: 缶詰、その他食料の合計値。

※2: 上記物資備蓄数は概数。また、上記の他に、常備薬、炊き出し用具等、避難生活に必要な物資等を準備している。

※3: 上記の数量は、令和2.4.1時点で関係町村が把握している数。

8. 原子力災害医療の活動体制

- ▶ 避難住民等に対する安定ヨウ素剤の緊急配布に備え、町は21,000丸の丸剤と乳幼児向けゼリー状安定ヨウ素剤151包を備蓄。（令和2年4月1日現在）
- ▶ 緊急配布が必要となった場合には、備蓄場所より町が指定するバス集合場所（計9箇所）及び自家用車避難者集合場所の古平小学校に搬送し、道と連携して対象住民等に順次配布を実施。
- ▶ なお、安定ヨウ素剤の緊急配布は医師の関与の下で実施。



バス集合場所等	対象住民数
元気プラザ	120人
海洋センター	80人
古平中学校	80人
文化会館	160人
漁港会館	80人
幼児センターみらい	80人
沖町住民センター	40人
明和地区集会所	40人
れい明会館	120人
要配慮者利用施設(8施設)	400人
古平小学校(自家用車避難)	2,000人
合計:18箇所	3,200人

※ 数字は現段階で町が把握している暫定値

9. 参考資料 (OFC内で使用する様式等)

【古平町】

住民避難用バス運行要請書

令和 年 月 日

北海道知事 鈴木 直道 様

古平町長 貞村 英之

下記のとおり、住民避難用バスの運行を要請します。

要請の内容

区分	乗車場所	住所	見込まれる輸送人数	必要台数	輸送経路	輸送先	住所
一般住民	元氣プラザ	古平町浜町944番地	120	3	奥領に定める避難経路	小樽市総合体育館	小樽市花園5丁目2番2号
	臨海センター	古平町浜町1715番地1	80	2			
	古平中学校	古平町浜町385番地	80	2			
	文化会館	古平町浜町40番地2	160	4			
	漁港会館	古平町港町439番地1	80	2			
	船尾センターみらい	古平町丸山町29番地	80	2			
	沖野住民センター	古平町沖野13番地16	40	1			
	昭和地区集会所	古平町浜町1099番地54	40	1			
	れいし館	古平町歌葉町204番地9	120	3			
	計		804	20			
施設運営施設	共働の家	古平町歌葉町204番地	80	2	運が調整する避難先		
	いこいの家	古平町歌葉町204番地	40	1			
	ルビナスの家	古平町歌葉町204番地	40	1			
	若者宿	古平町歌葉町203番地	40	1			
	ほほえみくらす	古平町浜町893番地5	120	3			
	がらっとほーむ	古平町浜町106番地	40	1			
	古平町高齢者支援ハウス	古平町浜町644番地	40	1			
	古平診療所	古平町大平浜町644		6			
	計		400	16			

※「要領」～原平力災害時における住民避難用バス要請・運行要領